



鉏路市合併処理浄化槽設置費補助金

令和7年度申請の手引き

鉏路市では、生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止や生活環境の保全および公衆衛生の向上を目的として、合併処理浄化槽を設置する方を対象に、合併処理浄化槽の設置にかかる費用の一部を補助しています。

この「申請の手引き」では、鉏路市合併処理浄化槽設置費補助金の申請に必要な事項をまとめていますので、鉏路市合併処理浄化槽設置費補助金交付要綱（以下、交付要綱）と申請の手引きを参考に申請手続きを行ってください。

釧路市合併処理浄化槽設置費補助金 令和7年度申請の手引き

目次

1	補助対象となる合併処理浄化槽	P 2
2	補助対象となる経費	P 3
3	補助する金額	P 4
4	予約申込書の受付期間	P 4
5	補助金交付対象者の決定	P 5
6	補助金交付申請の手続き	P 5
7	交付決定の通知、現地確認①	P 6
8	申請内容の変更等	P 6
9	現地確認②、実績報告書の提出	P 7
10	現地確認③、補助金額の確定	P 8
11	補助金の支払い	P 8
12	領収書の写しの提出	P 8
13	各種様式の入手方法	P 8
14	申請手続きの代行	P 9
15	提出先・問合先	P 9

1 補助対象となる合併処理浄化槽

この補助金では、以下の要件を満たし、下水道を整備する予定がない地域に設置される合併処理浄化槽を補助の対象とします。

- 自らが居住し、または居住しようとする専用住宅^{注1}に設置する合併処理浄化槽の処理対象人員が10人以下の規模のもの
- 全国浄化槽推進市町村協議会が合併処理浄化槽登録要領に基づき登録した浄化槽であるもの
- 小型合併処理浄化槽機能保証制度に基づく一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録浄化槽であるもの
- 浄化槽法の規定により北海道への登録または届出をしている「浄化槽工事業者」で、かつ、北海道釧路総合振興局の所管区域に事業所を有する「浄化槽工事業者」に施工させるもの
- 一般社団法人浄化槽システム協会が作成する「環境配慮型浄化槽適合機種・仕様一覧表」^{注2}に掲載されている環境配慮型浄化槽であるもの

なお、上記の要件を満たす合併処理浄化槽を設置する場合でも、次のいずれかに該当する方は、補助金の対象外になります。

- 浄化槽法の規定に基づく設置の届出の審査、または建築基準法の規定に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する方
- 専用住宅を借りている方で、賃貸人の承諾が得られていない方
- 合併処理浄化槽を更新する方（災害に伴う更新を除く）
- 市内で合併処理浄化槽付専用住宅（賃貸住宅を除く）に居住し、かつ、自ら居住するための専用住宅を新築（世帯分離する場合を除く）、建替えまたは増改築する方
- 販売目的で合併処理浄化槽付専用住宅を建築する方
- 市税を滞納している方
- 補助金交付決定通知書（様式第3号）を受け取る前に当該合併処理浄化槽の設置工事に着手した方
- その他、市長が交付要綱の趣旨に反し、補助金を交付することが適当でないと認める方

（注1）自ら居住し、または居住しようとする専用住宅を住所地として住民登録を有することが補助の条件となります。また、専用住宅とは、居住を目的とした住宅または店舗等を併用した住宅であって、専ら居住の用に供する部分が延床面積の2分の1以上であるものをいいます。

（注2）浄化槽システム協会ホームページ（<http://www.jsa02.or.jp/>）に記載されています。

2 補助対象となる経費

この補助金では、合併処理浄化槽の設置に係る経費のうち、以下の経費を補助の対象とします。

		設置工事費 注3	単独処理浄化槽または くみ取り便槽 撤去費	宅内配管 工事費 注4	便所の 改造費	特殊工事費 注5
新築住宅	合併処理浄化槽を設置している住宅から住み替える場合	×	×	×	×	×
	合併処理浄化槽を設置している住宅から <u>世帯を分離する場合</u>	○	×	×	×	×
既築住宅	単独処理浄化槽やくみ取り便槽から入れ替える場合	○	○	○	×	×
	単独処理浄化槽やくみ取り便槽から入れ替えるが、 <u>建て替えや間取りの変更を伴う増改築と併せて行う場合</u>	○	○	×	×	×
	すでに合併処理浄化槽を設置している既築住宅で、合併処理浄化槽の入れ替えを行う場合	×	×	×	×	×

(注3) 合併処理浄化槽本体および合併処理浄化槽の設置工事費用。設置工事費用にはベースコンクリートから上部スラブまでの間に支柱を打つ工程を含む。

(注4) 浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所および風呂からの排水）、ますの設置および住居の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置費用。

(注5) 浄化槽上部を駐車場等として利用する場合の補強工事費用。

3 補助する金額

この補助金では、合併処理浄化槽の処理対象人員に応じて、次の額を補助金額の上限とします。

		5人槽	7～10人槽
合併処理浄化槽設置費		60万円	80万円
上乗せ補助 注6	単独処理浄化槽撤去費	12万円	
	くみ取り便槽撤去費	9万円	
	単独処理浄化槽またはくみ取り便槽の撤去に伴う宅内配管工事費	30万円	

(注6) 単独転換またはくみ取り転換を行う場合は、上記の金額を上限として加算します。加算する額に、千円未満の端数がある場合、その端数を切り捨てるものとします。

4 予約申込書の受付期間

この補助金の交付を希望する方（以下、申請者）は、以下の受付期間内に[予約申込書](#)^{注7}を提出する必要があります。

受付期間 注8

令和7年4月1日火曜日 から 令和7年12月26日金曜日 まで

(注7) この補助金は新築・既存合わせて3件程度の先着順ですので、予約申込書を提出しても補助金の交付を受けられない場合があります。

また、予約申込書には工事を行う予定の浄化槽工事業者名を記入する欄がありますので、予約申込書を作成する際には、あらかじめ浄化槽工事業者（別紙参照）に相談してください。

(注8) 受付期間中に直接窓口を持参し提出する場合は、平日の8時50分から17時20分までの間にご来庁ください。

5 補助金交付対象者の決定

市は、予約申込書の記載内容を確認し、交付対象の可否について申請者が予約申込書に記載した住所あてに文書で通知します。

申請者は、決定通知書を受け取った後に浄化槽法の届出（建築基準法の確認申請）や補助金交付申請の手続きを始めます。

一度、交付対象者となっても、補助金の交付申請をする前に工事に着手した場合には補助対象外になりますのでご注意ください。

6 補助金交付申請の手続き

申請者は、補助金交付申請書（様式第1号）に必要事項を記入の上、次の書類を添付して環境保全課まで提出してください。

なお、申請前に工事を着工した場合、補助金の対象となりませんので、必ず工事の着工前に行ってください。

✓	
	設置場所の見取図
	賃貸人の承諾書 ^{注9}
	設置工事費内訳（見積）書（様式第2号）
	全国浄化槽推進市町村協議会の登録証の写し
	登録浄化槽管理票（C票）
	一般社団法人全国浄化槽団体連合会の保証登録証
	工事請負契約書 ^{注10} の写し
	市税の完納証明書
	誓約書（釧路市条例第33号 釧路市暴力団排除条例 第6条の1関係）
	その他市長が必要と認める書類

（注9）賃貸人の承諾書は、賃貸住宅の場合のみ必要となります。合併処理浄化槽を設置する住宅が持ち家の場合は必要ありません。

（注10）工事請負契約書については、平成元年2月8日付衛浄第8号厚生省浄化槽対策室長通知に準じた契約書モデルを想定しています。ただしこれ以外にも、「浄化槽法第7条の水質検査を受けた結果、設置工事について改善の指摘を受けた場合に浄化槽工事業者が瑕疵担保責任を負うこと」を明確にしたものであれば、様式は問いません。

7 交付決定の通知、現地確認①

市は、申請者から提出された補助金交付申請書および添付書類を審査し、市の職員が直接現地に赴き現場の状況^{注11}を確認した後、補助金の交付あるいは不交付を決定します。

■交付決定

申請内容が適正で交付の要件を満たしていると判断し、交付を決定した場合、市は申請者に対して補助金交付決定通知書（様式第3号）を送付します。

■不交付決定

申請内容が交付の要件を満たしていないと判断し、不交付を決定した場合、市は申請者に対して補助金不交付決定通知書（様式第4号）を送付します。

（注11）市の職員が直接現地に赴く現場状況の確認では、以下の点を確認します。

- ◇設置場所は申請のとおりか
- ◇設置場所に既に申請の合併処理浄化槽が設置されていないか
- ◇単独処理浄化槽またはくみ取り便槽が既に撤去されていないか（撤去の加算補助がある場合のみ）

8 申請内容の変更等

補助金の交付決定後に申請内容の変更や、設置工事を中止する必要がある場合は、申請者が変更等承認申請書（様式第5号）を提出してください。

なお、申請者が補助金の交付決定後に死亡した場合でも、交付決定された住宅に居住する方であれば、代わって補助金を受けることができます。その際は、変更等承認申請書（様式第5号）に必要事項を記入の上、次の書類を添付して環境保全課まで提出してください。

✓	
	補助対象者の戸籍謄本（写し可）
	新補助対象者の住民票の写し
	浄化槽管理者変更報告書の写し
	その他市長が必要と認める書類

9 現地確認②、実績報告書の提出

工事期間中に市の職員が現地に赴き、合併処理浄化槽の本体を埋設する前に状況を確認^{注12}します。申請者は、合併処理浄化槽を設置する工事の完了後1か月以内、または令和8年2月27日金曜日までのいずれか早い日までに実績報告書（様式第6号）に必要事項を記入の上、次の書類を添付して環境保全課まで提出してください。

✓	浄化槽保守点検業者・浄化槽清掃業者との間で締結した業務委託契約書の写し
	浄化槽法定検査依頼書の写し ^{注13}
	施工中の状況を写した次の写真 1 平成元年2月8日付衛浄第8号厚生省浄化槽対策室長通知に基づく次の写真 (1) 浄化槽設備士が実地に監督していることを証する写真 ^{注14} (2) 基礎工事の状況を示す写真 ^{注15} (3) 据付工事の状況を示す写真 ^{注16} (4) かさ上げの状況を示す写真 2 型式の確認ができる、合併処理浄化槽本体を写した写真 3 本体工事と宅内配管工事のそれぞれの施工前後および施工状況について確認できる写真（宅内配管工事費の加算補助がある場合のみ） 4 放流口の写真 ^{注17}
	設置工事費内訳（実績）書（様式第7号）
	施工状況確認表（様式第8号）
	住民票の写し
	その他市長が必要と認める書類

（注12）市の職員が直接現地に赴く現場状況の確認では、以下の点を確認します。

- 合併処理浄化槽の本体は申請どおりの形式であるか
- 基礎底板コンクリート厚は所定の厚さであるか
- 深さが凍結深度以下であるか（釧路・阿寒地区は100cm、音別地区は90cm）
- 宅内配管工事が適切に実施されているか（宅内配管工事の加算補助がある場合のみ）

（注13）宅内配管工事費の加算補助がある場合は、浄化槽法第11条に基づく法定検査依頼書の写しを含みます。

（注14）浄化槽設備士の顔がはっきり写るように撮影してください。

（注15）地表からの深さがわかるようにスケールとともに撮影してください。

（注16）定期的に水平確認を行っていることがわかるように撮影してください。

（注17）市職員による現地確認時に配管を確認できない場合は、放流口と接続先の状況がわかる写真を提出してください。

10 現地確認③、補助金額の確定

市は、申請者から提出された実績報告書および添付書類を審査し、市の職員が直接現地に赴き現場の状況^{注18}を確認した後、補助金額を確定します。

申請者の住所あてに補助金額確定通知書（様式第9号）を送付し、交付する補助金額を通知しますので、申請者は本人名義の振込先口座情報と補助金額を所定の請求書に記入し、**環境保全課**まで提出してください。

（注18）市の職員が直接現地に赴く現場状況の確認では、以下の点を確認します。

- 合併処理浄化槽本体の稼働状況およびその周辺の状況
- ブロワの設置状況およびその稼働状況
- 単独処理浄化槽またはくみ取り便槽が撤去されているか（撤去の加算補助がある場合のみ）

11 補助金の支払い

市は、提出された請求書の内容を確認後、申請者が記入した本人名義の振込先口座に補助金を振り込みます。

12 領収書の写しの提出

市からの補助金が活用されたことを確認するため、補助金交付後に申請者から浄化槽工事業者へ工事費用が支払われたことを確認できる領収書の写し^{注19}を提出してください。

（注19）領収書の金額が設置工事費内訳（実績）書（様式第7号）の合計額と同額になっていることを確認してください。

13 各種様式の入手方法

申請書などの各種様式は、**市ホームページでダウンロード**できます。また、市役所本庁舎1階の環境保全課、阿寒町・音別町各行政センター市民課でもお渡し可能です。

■市ホームページでのページ階層は以下のとおりです。

トップページ > まちづくり・環境 > 環境 > 浄化槽・し尿 > 合併処理浄化槽の設置をご検討の方へ
> 合併処理浄化槽設置費補助制度
(ホームページURL <https://www.city.kushiro.lg.jp/machi/kankyoku/1011163/1011150/1004241.html>)



14 申請手続きの代行

申請者は、一部書類の提出について、浄化槽工事業者に代行を依頼することができます。代行提出可能な書類は以下のとおりです。

- 補助金交付申請書（様式第1号）
- 変更等承認申請書（様式第5号）
- 実績報告書（様式第6号）

手続きの代行を依頼された浄化槽工事業者は、誠意をもって手続きを行ってください。

15 提出先・問合せ先

申請手続きについて不明な点がありましたら、以下の連絡先までお問い合わせください。

なお、個別の案件について電話でお問い合わせの場合、状況を正確に把握するため、図面等を持参して来庁いただくようご案内することがあります。

部署名	釧路市市民環境部環境保全課環境管理係
住所	〒085-8505 釧路市黒金町7丁目5番地
電話番号	0154(31)-4535
ファクス	0154(23)-4651
メール	ka-kankyokanri@city.kushiro.lg.jp